

# 《6》「市民主体の地域運営」の今後

執筆

編集部

「市民主体の地域運営」の今後について、今回の調査季報執筆者およびモデル事業関係区局有志で研究会を開催し、議論した。以下はその議論をもとに、編集部でまとめたものである。

## 1 「市民主体の地域運営」の構造

「市民主体の地域運営」は様々な主体が協議し、地域課題を解決していくものである。協議の場は様々な団体により構成されているが(3)図1 26頁参照)、具体的な取り組み活動については、この協議の場を構成する各団体が行う場合もあれば、別の「部会」のような形をとることもある。モデル地区になっていない地域も含め、住民による主体的な地域運営が行われている事例は多数あり、全体運営にかかると「協議の場」と「活動」という構造はどこにも共通するものである。(活動にかか

わる団体・部会についてみれば、さらにそのなかで、構成員全員のなかから数名が中心となって活動の運営に携わるという構図になる。)「市民主体の地域運営」を考えるにあたっては、この構造を念頭におきながら論じていきたい。

## 2 「市民主体の地域運営」に必要なもの

市民活力推進局が各区にモデル事業についてヒアリングしたところ、多数の意見として、拠点の必要性、全体をコーディネートしていく人材の重要性、さらに、自由に使える資金、といったものがあがってきた。

以下、この3つについて、主として協議の場、全体運営においての必要性の視点から考えていくことにする。その際前提としておさえておきたいのは、協議の場が多様であるということである(1) 7頁参照)。すなわち、多様な

解が必要であるということである。

### ① 拠点として使われている場

「拠点」といった場合に、先ほどの整理でいけば、協議の場のための拠点と活動のための拠点が有り得る。さらに多くあげられていたのは、交流のための拠点(「サロン」と呼ばれることが多い)であるが、これについては後述することとして、ここでは全体運営のための拠点について述べる。

今回紹介した事例だけを見ても、拠点として、地区ごとに多様な場を活用していることがわかる。栄区湘南桂台は自治会事務室を中心に、地域ケアプラザや民間の貸し館等を活用し、公田町団地では当初団地の集会所を借りていたが、今後空き店舗を活用した拠点開設の予定である。2つの連合自治会(以下「連合」という)にまたがる鶴見区寺尾では地域ケアプラザが拠

点となっている。現在モデルに指定されている36地区についてみると、自治会町内会の会館を利用しているところもあるが、公的な市民利用施設―地域ケアプラザ、コミュニティハウスなどを使っているところ、空き店舗を借りているところ、学校と連携して地域交流室を使っているところ、とさまざまである。モデル地区の多くが連合単位であるが、連合は通常会館をもっていないため、それぞれ地区ごとに共有で使える場を活用している。

いずれにしても、協議のための会合の場が必要であり、事務用品や資料などを置いておくことができ、またそこでコピーなどができる場があると便利である。必ずしも常設である必要はないが、一定の場所(たとえばロッカーなど)の占有と、定期利用が望ましい。

## ② 公的地域施設の活用

地域が自前の場を使う場合は、自分たちで使い方を決めていくことができるが、何らかの公的施設を使う場合、その施設の設置目的や利用ルールと地域が望む使い方があわない場合がある。

寺尾地域ケアプラザの場合、「福まち」の拠点であることは、「地域ケアプラザの設置目的から・・・ふさわしい」(③② 37頁参照)とされている。この地区の活動は、福祉活動から始まり、福祉という視点を幅広くとらえることで、福祉活動に係わりのなかつた地域住民も含めて住民自らがまちづくりに取り組めるように、地域ケアプラザが単なる場所としての拠点であるだけでなく、事務局機能やコーディネート機能も担っている。地域福祉保健計画を元に地域運営に広がる地区が多いことから、地域ケアプラザが拠点となりうる可能性は大きいと考えられるが、複数の連合エリアを持つ地域ケアプラザがすべての連合の拠点となるのは難しいだろうと思われる。

公的な市民利用施設として地域には地区センター、コミュニティハウス等があるが、公平な利用という観点か

ら、占有使用や定期利用は通常行っていない。しかし、たとえば地区センターの自主事業など、その施設の事業の場合には別である。あるいは地域によっては地域の了解の中で一定の優先利用が行われている場合がある。それが可能であるのは、地域がその活動地域全体のものとして認めているからだと考えられる。市民主体の地域運営を進めていく立場からすれば、今後こうした地域施設の使い方を「地域における公共性」という視点から見直していく必要があるのではない。

もう一つの公的施設の活用事例として学校の地域交流室がある。学校は未来を担う子供を育む場であり、地域の将来にとって非常に重要である。「地域交流室」は地域・保護者・学校の連携・交流の場として活用する学校施設で、学校支援ボランティアや学援隊(注1)などが活用することを想定しているスペースである。地域運営のなかに学校がかかわることで、子供たちへの視点が開かれ、次世代への視野を持つことができる。

民間の資源を使う場合として、空き店舗の例がある。ただしこの場合は一定の賃料負担をどうするかが課題になる。

## ③ メニュー化されていない資金

何をするにしてもお金をどうするかは大きな課題であるが、ここでは現在のモデル地区で金銭的支援がどのようなことに使われているかをみてみよう。

たとえば西区東久保地区では、「いえ・みち まち改善事業」の防災まちづくりの視点から活動が始まり、その協議会が中心となってモデル地区となっているが、活動が進むなかで、この地域に多い行き止まり道路や消火器など防災関連設備を記載した防災マップを災害時行動メニューとあわせて作成・配布したい、ということになった。「いえ・みち まち改善事業」ではプランやルールづくりやハード整備にはお金がでるが、このようなソフト的な活動への補助は想定していない。そこにモデル事業を活用したのである。

また、いくつかの地区で行われているのが住民アンケートである。地域課題を共有し、それをどうしていくのか、地域の将来像をどう描くのか、といったときに、住民全員の意見をきくアンケートは必須ともいえる。

そのほか、「拠点」でふれた空き店舗の賃料やスタッフ

の謝金に使っているとあるが、これらは継続してかかる費用であり、将来的な負担となることはすでに述べたとおりである。

しかし考えてみれば、公的施設を利用してきているところは、その施設運営費はもともと横浜市が負担しているのである。民間施設借り上げ費は出ないとなると、逆に地域によって拠点への公的な負担があるかないかの差がでてくるということであり、他の可能性も検討した上で、地域がそうした選択をせざるを得ない場合には、賃料補助もやむを得ないという考え方もできる。

このほか、モデル事業のお金は広く情報発信するためのニュースなどに使われているが、要は既存メニューにはないが、その地域が地域運営を進めていくなかで必要と考えたものに使われているのである。肝心なことは、地域のニーズにあったお金を出す、ということである。

これは裏を返せば、何が地域ニーズなのか、行政はどのような根拠でお金を出せばいいのか、をひとつずつ判断しなくてはならないということである。これについては、お金の面だけでなく、公的施設

(注1)  
「学援隊」とは学校の防犯対応力の向上を図るため、市立小・中学校において、安全管理活動をサポートする保護者や地域による、学校安全ボランティア活動団体

の使用許可といった面からも課題となることであり、行政が支援する根拠は何か、という論点で後述する。

#### ④ コーディネーターの役割

多様な主体が協議していく場合、あるいは地域運営の主体が行政など外の主体とやりとりする場合、それぞれの力をうまく引き出し、相乗効果をあげ、あるいは対立する関係を調整し、新しい主体につないでいく、コーディネーターの役割が重要である。

特に、活発な地域では、日常的な小さなつながりあいや、お互いにメリットのあるような形での意欲の向上、住民の地域への関心の喚起、新たな担い手の発掘、多世代間の自然な交流などを意識的にコーディネートする人たちが存在している。彼らは、実態として地域で顔の見える関係を手ほどき作り上げており、このようにきめ細かく成熟した信頼関係を作り上げる人がいて、初めて協議や活動が円滑にすすみ易くなっている。

横浜市の地域ケアプラザは、地域活動交流機能を持ち、そのための「コーディネーター」が配置されているのが特徴である。地域ケアプラザは「福祉・保健」施設ではあ

るが、もともと地域活動交流の拠点であり、コーディネーターも存在する、コミュニティの拠点としての機能を内在しているのである。寺尾「福まち」のなかで地域ケアプラザ所長が自ら語っていることでもある。湘南桂台や公田町団地にかかわる桂台地域ケアプラザも、それぞれの地区の中でコーディネーターとして重要な役割を果たしている。

#### ⑤ 地域施設のコミュニティにおける役割

地域ケアプラザ以外のコーディネーターについて考えてみると、ひとつは地域のなかにコーディネーター的な役割を果たす人材がいる場合、また、行政（区役所）がその役割を果たす場合がある。これはそれぞれに重要であるが、地域と行政を含む他の主体を結び、あるいは地域の中の担い手を結び、と考えたとき、一番適任なのは、地域のなかにあつて、地域住民でも行政でもないが、すでに公的な役割を与えられている地域施設（の人材）ではないだろうか。

横浜市の地域施設は、地区センターについてはすでに80館が完成し、中学校区程度に1館設置予定のコミュニティハウスも8割方完成

し（111館）、地域ケアプラザは119館が完成している。このなかで「コーディネーター」と名の付く人員を配置しているのは地域ケアプラザだけである。しかし一部の施設では、それぞれの考え方により、施設が地域コミュニティのひとつの中心となり、コーディネーターの機能を果たしているところもある。地域ケアプラザ、地区センターともに指定管理者制度のなかで、そこにコーディネーター機能を持たせていくには、それなりの位置づけが必要である。地域ケアプラザについては機能として地域活動交流が明記されており、コーディネーターの配置が必須であるうえ、第3者評価の段階でも地域活動交流事業を評価することになっている。

現状でこれを地区センターに求めるのは人員配置の面から無理があり、設置条例にもさかのぼる話になるが、そもそも地区センターは設置目的に「地域住民の相互交流」をうたっており、そのあり方を地域運営の視点でみなおしたとき、コーディネーター的な役割を果たしうるものとして期待される。「拠点」において指摘した「地域における公共性」という視点からの使い

方とともに、今後考えていく必要があるのではないかと。

（横浜市地区センター条例に基づく施設としては、地区センター、コミュニティハウス、集会所、スポーツ会館がある。コミュニティハウスについては条例設置型と学校施設活用型があり、学校施設活用型については設置要綱によっている。地区センター条例施設の管理は指定管理であり、条例設置型は区長が指定管理者と協定書を締結する。学校施設型については区長が運営主体に委託するという違いがある。）

#### ⑥ 行政内部における横連携

コーディネーター機能について語るとき、忘れてはいけないのは、行政内部の横つながりである。「市民主体の地域運営」では、区役所と局がそれぞれ横断的な体制で地域と協働・支援する形になっている。しかし現実には区役所も大きくは福祉部門と総務部門に分かれており、そのなかでもさらに福祉保健センター高齢担当、障害担当、子育て支援担当、総務部政推進課と地域振興課、というように担当業務ごとに課が分かれている。そこで各区それぞれに工夫して、「地区担当」制を持つ

ているところが多い。

しかしこれも、地域福祉保健計画のための福祉担当のもの、と、そうではないものがそれぞれ存在する場合もあり、横連携のためには相互情報交換の場を持つ、あるいは一緒に地域に向く、といった工夫が必要である。

区の地域力推進担当が要となつて、区全体で横連携を進めている例もあり（たとえば南区では、地区担当が得た情報を共有し関係課の連携調整をはかるため、月1回地域力推進調整担当者会議を開催している）、区ごとの組織のあり方が一定程度区に任されている中で、どのような形が望ましいのか模索が続いている。

#### 3 行政の支援のあり方

「市民主体の地域運営」の構造を行政との関係でみれば、行政も縦割りではなく、総合的に地域に対応し、必要な支援（必ずしもお金だけではない）を行っていく、という構図になる。では、「必要な支援」とは、誰がどのように判断するのか。



## ① 行政が支援する理由と制度の必要性

行政が何らか民間に支援を行う場合、そこには一定の理由と手続きが必要である。

お金を出す場合には、補助要綱にもとづいて補助金・助成金を出す形が一般的である。

直接お金ではなく、場所を提供する、あるいは広報に協力するというような場合でも、横浜市が行うには、それが公的意味を持ち、市民にも理解されることが必要である。

市の事業として地域と協働でこれを進めている場合は別として、(この場合はすでに市の事業なのであるから、その事業費が出る。)その活動が地域にとって必要なものであり、公費を使ってやるべきものである、という判断をしなければならぬ。

さらに協議の場の拠点や事務局機能について支援するとすると、これは半永続的なものであり、まずはそれなりの位置づけが必要である。

## ② 何を持って地域の意思と判断するか

次に、何を持って「地域に必要」と判断できるのか、という問題がある。もつといえ

ば、そもそも「協議の場」が地域全体の意思を表す場といえるのか、「必要」といわれているものが本当にその地域に必要なものなのか、ということである。

「協議の場」は自治会町内会を始めとする地域の多様な担い手により構成されること が想定されている。この組織を一定の段階で地域運営の主体として認定していく必要がある。現在のモデル地区は、「モデル」であり、必ずしも決まったルールにもとづくというよりは、多様な地区を指し、今後を検討している段階である。したがって、モデル地区を検証するなかで、制度化を指向していくものである。支援の根拠の前段階として、「市民主体の地域運営」の「主体」を位置づけていく必要がある。そのうえでさらにその「意思」を確認しなくてはならない。

## ③ 「地域まちづくり推進条例」にみる地域の意思決定を行政が受けるしくみ

地域の意思を判断するといった場合、参考となるのが「地域まちづくり推進条例」における「地域まちづくり組織」などの認定である。条例にもとづく地域まちづ

くりの流れについては本号②(8頁)に紹介したとおりであるが、ここで注目したいのは、組織、プラン、ルールを認定する仕組みである。認定されると、施設整備助成などの支援を受けられる、条例に基づき建築等の協議を行うことができるなどのメリットがある。認定については条例及び施行規則にそれぞれについて規定があるが、共通するのが「地域住民等の多数の支持を得ていること」である。では実際にそれはどう確認されているのだろうか。

プラン、ルールの認定をうけるには、まず組織として認定を受けている必要がある。「地域まちづくり組織」の認定をうけようとする団体は、認定申出書を都市整備局に出し、都市整備局はこれを有識者と公募市民からなる条例設置委員会「横浜市地域まちづくり推進委員会」に諮る。委員会は公開されており、資料はすべてホームページに公表されている。ここで団体(もしくはプラン、ルール)の認定基準等への整合性が審議される。

「地域住民の多数の支持」については、ニュースの発行等による周知、アンケートの実施等による地域住民の意見

の集約などにより、地域住民等に周知がはかられており、極端な対立や合理的な反対意見がなく、多数の理解・支持(権利者がある場合は権利者の理解と多数の支持)が得られている、と認められるかどうかを判断される。周知や意見聴取を行うべき対象者は、居住者のほか、区域内で事業を行う事業者、土地・建物所有者も含まれる。

具体的に最近の例をみると、A協議会の防災まちづくり計画の認定の場合、協議会設立からこれまでの約3年半のあいだに、対象区域内全戸と権利者にニュース10号を配布、アンケートを2回実施し(回収率約7割)、その中の反対意見等を踏まえた修正をニュースで公表、意見募集して反対意見なく、協議会の総会で了承、といった具合である。これに加えてこれまでの検討経緯と市の上位計画への整合性についても確認している。

ここでニュースが何回、アンケート回収率が何割以上、という基準があるわけではない。しかし委員会に諮るまでのプロセスにおいて、都市整備局と区役所の職員が随時協議の場に出席するとともに、広く周知を図る場面にも立会

い、地域の状況を見ていることにより、委員会での総合的な判断が可能となっている。組織、プラン、ルールともに有効期間を設けているうえ、協議会は常に開かれていることを求められており、「多数の支持」に関して不整合があれば廃止届を求めることとなっている。逆に、認定された区域で建築等を行う場合はプランやルールとの整合性が求められる。

## ④ 運営に係る協議の場と活動の主体について

本稿の冒頭で、「協議の場」と「活動」という構造についてふれたが、「活動」については、やりたい人がやりたいときに参加できる、ある程度出入り自由な柔軟な組織のほうが増えている。地域という実態のある現場で住民の関心の関心を高め担い手を増やし活動を盛んにすることの重要性からは、こうした個人の発意に基づくオープンな参加のしやすい実態は大変重要である。また、この中から、それぞれの参加者やその活動の長所を認めて伸ばし、短所をお互いに補い合うなど硬直的な役割分担論に留まらない柔軟な連携が、その地域なりの実

情を元に可能となっている。  
しかし、地域に必要なサービスを提供する活動のなかで、要援護者の見守りのように個人情報管理が必要になったり、常設の交流サロンを持つなど財産管理に責任を持つ必要が出てくる場合、活動主体の責任の所在を明らかにする必要から一定の組織化、制度化がはかられ、その範囲での組織の柔軟性は失われていき、合意形成は難しくなる。

活動団体や地域団体の代表等による協議の場合、すなわちその地域運営主体の核となり、外部組織とやり取りする組織、その主体の意思決定をしていく場については、同様に一定の責任を持つ組織が必要とされる。

地域運営の主体と意思をどうみるか、といった場合に、この二重構造をどう考えるかがひとつのポイントになるのではないだろうか。活発な地域ではこの両立に色々な試行錯誤を重ねている。

地域運営の主体と意思をどうみるか、といった場合に、この二重構造をどう考えるかがひとつのポイントになるのではないだろうか。活発な地域ではこの両立に色々な試行錯誤を重ねている。

#### 4 時間軸と人のつながりと広がり の必要性

ここまで主に地域運営の協議の場がどうなっているか、それに対する行政の支援はど

うあるべきかについて論じてきた。

しかし、多様な主体の協議による地域課題解決、に至るまでには、前提として、地域の日常的なつながり、信頼関係などがあり、様々なプロセスを経てここにいたっていることを忘れてはならない。

#### ① 人のつながりと課題解決に いたるプロセス

地域課題解決のための活動は、その課題を自分達のものとしてとらえ、自分達で何とかしなくてはならないという自主的な責任感を伴うものである。そのなかに、やりがいや楽しさが含まれているとしても、それだけで成立するものではない。

地域の事例をいくつかみてきたが、地域にはそれぞれ、そこに人が住みはじめてからのコミュニティの歴史がある。地域で暮らしていくなかで、日常的な接点を持ち、ごみ出しであるとか、公園の掃除のような地域の役割が担われ、さらに必要に応じて自主保育や高齢者の見守り活動などが生み出されていく。隣近所であいさつを交わし、地域のお祭りを楽しみ……といった関係や、趣味の会での交流などが重なる中で、地域の信

頼関係が少しずつ育まれ、プロセスを経て課題が共有され、解決のための地域貢献活動につながっていく。

こうした日常的で継続的な関わり合いの中で、同じ地域に住まいつつお互いに異なる立場のもの同士が出会い、自立した個人として対等に話し合い、相互に理解し合い良いところを認め合い、小さな共通点を見出し、その上での具体的な共同作業を通じ一緒に楽しみ汗をかき、お互いに得るものがあつて意欲を高めることで、お互いへの共感や信頼感を高める過程を、時間をかけて積み重ねている。

地域でのこうした営みは時間がかかるものの、信頼関係の積み上げにより着実に認識の共有が図られる。そして、このように成熟した関係の上で初めて組織だった意思決定のしかけが成立し易くなる。他方、時間を限定し、制度・成果先行の取り組みはやらされ感や負担感が増しやすいため、「市民主体」の土台は、一朝一夕ではないこの日常的な実態による信頼関係の積み重ねの中にこそある。

#### ② 人がつながるきつかけとして の「まつり」と交流サロンの

その意味で、地域のお祭り

やイベントといった地域における「楽しみ」について、あらためて見直す必要がある。「楽しみ」を行政が支援するのか、という意見もあるかもしれないが、地域で楽しみを共有する、何かを実施するプロセスを共有する、といったことが、人の関係性が希薄になってきている地域社会において、改めて求められていると思う。「楽しみ」を通して生まれてくる関係づくりを支援する意味がある。

「市民主体の地域運営」といったとき、その主体となる市民はどこにいいのか、と問うたとき、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」市民は10%に満たない。(平成19年横浜市民意識調査) そうしたなかで、運営主体、活動主体を確保するのは容易ではない。まずは日常の人の関係をとり戻し、信頼関係を作り出すところから耕していく必要があるのではないかと。モデル地区において、「まつり」や様々なイベントが行われているのは、このような意味がある。最初は楽しいところからでないと、人は集まってくれない。いきなり難しい話をしては理解されにくい。こうした取組がすべてうまくいくとは限らないのも事実

で、楽しみにはきても、その次の活動につながらない、という悩みもあるが、まずは馴染みになるところからしか関係は始まらない。そこからどう地域貢献活動につなげていけるかが工夫のしどころである。

ほとんどの地域での活動において、より多くの住民の活動への関心を高め新たな人材を発掘すること、高齢者世代と中堅世代の多世代間の交流をすすめる中での担い手の持続・継承・再生産が中長期的な共通の課題となっている。

#### ③ 人をつなぐ「サロン」

また、地域運営の拠点と共通のニーズが高いのが交流サロンである。「いつでもだれでも」「多世代交流」といったキーワードで語られることが多い。これは「サロン」が地域の中の人のつながりをつむぎなおす場として期待されているということである。「サロン」は既存施設等の中で定期的に開催される場合もあるが、いつでも行きたい時に開催される常設サロンの機能は大きい。そうした場所は、回を重ねるごとに自分の場所として認識されるようになり、お茶を飲みに来ていた「お客



様」がいつの間にかサロンに自分の作品を飾っていたり、サービスを提供する担い手にまわっていたりするののである。

「サロン」を実施するには拠点同様場所を借り、維持管理していかなくてはならない。持続可能なサロンづくりのためには、経営的側面からの戦略と戦術が必要である。自立できるサロンづくりのための支援がこれからの課題であろう。

**④再度、地域施設のコミュニティにおける役割について**  
《2》で、コーディネーターについて協議の場や主体と主体を結ぶ役割について述べたが、地域のなかで、人と人をつないでいく役割は重要である。日常的な活動のなかで、地域施設がそうした役割を果たす可能性もあり、(地域ケアプラザでは既に数多く取り組まれており、近年は地区センターやコミュニティハウスでも試みだされている。例えば、港南区では区役所の企画で、地区センターで周辺地域の資源(施設)と人材を生かす講座を開催し、地域(施設)で活動する人を講師に、参加

者が地域への関心を高め地域を再発見する講座をはじめ、好評を得だしている。)こうした面からもコミュニティにおける地域施設の役割が再認識されるべきである。

#### ⑤ 広がりを持つ「情報・課題の共有

祭りやイベントを通して参加者を増やすとともに、ニュース等で情報を共有していくことも重要である。先に地域の運営主体と意思についての確認をするのか、を地域まちづくり条例における組織等の認定の例でみたが、地域運営には「地域の多数の支持」が必要であり、そのためにはニュースの発行やアンケートが有効である。

このとき、地域が今おかれている状況を的確に把握する必要があるが、それには行政からの情報提供も有効である。「い・え・みち まち改善事業」では、その地域の防災上の危険性をまず知らせるところから始まる。モデル地区においては、その地域の高齢化の状況などについて、区役所からデータを示して情報提供することが多い。いずれも地域の課題をリアルな形で共

有することで、自分達で取り組もうという意思が生まれ、課題解決の活動につながる可能性が生まれてくる。そして、情報と課題の共有は、市民同士のなかだけでなく、行政がこれを支援もしくは協働する場合には、行政との間においても必要である。

#### 5 地域運営がめざすもの 地域が目指す地域の方 向性

地域運営の先に地域が目指すものについてふれておきたい。

地域が様々な課題に取り組む、一つ一つのプロセスを重ねていくのは、その先にたとえば寺尾であれば「福まち(=このまちに福を呼び込もう)」という大きな目標を共有しているからである。地域が理念やビジョンを共有できれば、地域運営の方向性が決まり、強弱はあってもそれに向かつて無限に活動は続いていくことができるだろう。「福まち」の理念は大きく、許容範囲が広い。それが緩やかだが着実な地域の歩みにつながっていると思われる。

高齢化が進む郊外の住宅地

では、目の前の課題にひとつずつ対応しながら、確実に視点は次の世代に移りつつある。湘南桂台の「ウエルカムミーティング」や、ドリームハイツのビジョンづくりはその現れである。湘南桂台では「良好な居住環境の維持を地域レベルの活発な地域コミュニティ力で支えている」というこの地域を一つの「ブランド」としてPRしていくことで活力の持続をめざしており、横浜の郊外住宅地の将来を期待させる。

ドリームハイツや公田町団地のように建築後年数を経た団地などでは、今後修復や建て替えという課題が出てくると思われるが、そこには今まで蓄積した地域の活動や地域の力だけでなく、ハードな対応が必要になってくるだろう。高齢者にも若い世代にも対応できるバリアフリーの建築、住まいを中心に福祉・医療や就労・教育などの機能が内在するような生活拠点としての地域のあり方を実現する、新しい形のハード事業が求められているのかもしれない。

#### 6 地域の自治への展望

地域元氣プロジェクトは、特定分野の行政の事業ではない。協議の場の組織化を一齐に進めるものでもない。地域の課題への取り組み、地域の価値の向上、つまり住民の暮らしやすさの向上のために「地域という主体」が、自ら地域の実態を把握し、課題を選択し取り組むための持続的な仕組みをつくることである。

その仕組みのひとつには、地域で決めることのできる範囲をどのような形で制度としてつくることができるか、が問われる。いわば、決定権、交渉権、調整権等に関する「協議の場」の権限についての制度設計である。一定の範囲で資金の使い方や地域資源の使い方に関して、その地域のルールを決めるというような場合、根拠となる法令をつくる必要がでてこよう。当然ながら、区行政の位置づけや権限強化の制度設計が並行して進む必要がある。時間をかけ、地域の自治権強化へのシナリオが練られる必要がある。